

# 船舶事故調査報告書

平成27年4月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年7月30日 20時40分ごろ
発生場所	山口県岩国市所在の錦帯橋上流付近 八幡宮四等三角点から真方位290°535m付近 （概位 北緯34°10.10′ 東経132°10.74′）
事故調査の経過	平成26年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 鵜飼遊覧船 <sup>うかい</sup> 鵜飼14号、不詳 なし、岩国市 10.05m×2.45m×0.57m、木 機関なし、不詳 第270-47330号（船舶検査済票の番号） B 鵜飼船（船名なし）、不詳 なし、岩国市 9.40m×1.06m×0.49m、木 機関なし、平成21年3月
乗組員等に関する情報	A 船頭A 男性 32歳 乗客A <sub>1</sub> 女性 7歳 乗客A <sub>2</sub> 女性 43歳 B 船頭B <sub>1</sub> 男性 80歳 鵜匠B 女性 19歳
死傷者等	A 重傷 1人（乗客A <sub>1</sub> ）、軽傷 1人（乗客A <sub>2</sub> ）
損傷	A 観覧席左舷船首端の柱及びフェンス並びに観覧席左舷船首下端部に擦過傷 B 船首部に擦過傷
事故の経過	A船は、船頭Aほか船頭2人が乗り組み、乗客37人を乗せ、錦帯橋の上流付近の水深約2.7mの場所において、双胴船の右船首と左船首からそれぞれ直径約20mm、長さ約8.5mの化学繊維製錨索が付いた重さ約6.5kgの錨を投入して錨泊状態とし、両船首部の間に鵜飼遊覧船（長さ約8.85m、以下「C船」という。）を接舷させ、右船尾部に鵜飼遊覧船3隻を縦列に係留させた。

	<p>A船は、鵜飼船がその左舷側を流れに沿って順次通過していたところ、同様の態勢で接近してきたB船が左転し、平成26年7月30日20時40分ごろ、その左船首部にB船の船首部が衝突した。</p> <p>乗客A<sub>1</sub>及び乗客A<sub>2</sub>は、観覧席左舷船首端で観覧していたところ、B船の左舷船首方の舷外に吊り下げた<sup>かがりび</sup>篝火の籠が観覧席左舷船首端のフェンスに接触した際、同籠からこぼれ落ちた薪で負傷し、連絡船で川岸まで運ばれた後、救急車で病院へ搬送され、乗客A<sub>1</sub>が左大腿部に全治約1か月のⅡ度熱傷、乗客A<sub>2</sub>が左下腿部に全治約2週間のⅡ度熱傷とそれぞれ診断された。</p> <p>B船は、船頭B<sub>1</sub>、船頭B<sub>2</sub>及び鵜匠Bが乗り組み、鵜匠Bが左舷船首付近で鵜5羽の鵜飼綱を操りながら鵜飼を行い、船頭B<sub>1</sub>が左舷船尾付近、船頭B<sub>2</sub>が右舷中央付近で、船頭B<sub>1</sub>の指示の下、それぞれが<sup>かい</sup>櫂を使用し、川上から約6km/hの対地速力で、A船の左舷側を通過する態勢で接近した。</p> <p>B船は、C船の右舷船尾付近を約2m離し、A船の左舷約4m沖を目指して航行していたところ、突然、船首が左舷方に向いたので、船頭B<sub>1</sub>及び船頭B<sub>2</sub>が船首を右方に向けようとしたが、A船に衝突した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船及び錨の状況、写真2 B船の状況、写真3 B船の篝火の籠の状況 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好</p> <p>水象：川の流れ 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、右船首の錨索を船首方に約8.5m、左船首の錨索を正船首から左舷約10°の範囲内に約6.5m、それぞれ繰り出していた。</p> <p>鵜飼綱は、直径約3mm、長さ約4.0mの化学繊維製ロープの一端に鵜に結び付ける細索の付いた長さ約30cmの金属棒が取り付けられたものであり、鵜匠Bは、同ロープ端から約45cmの所を持って鵜飼を行っていた。</p> <p>B船の鵜5羽のうち1羽は、B船の船首が左舷方に向く前に水中に潜り始め、衝突直前に水面上に浮上し、本事故後、他の2羽（本事故直前、B船の右舷船首側にいた。）と共にA船の左船首の錨索に絡まっていた。</p> <p>船頭B<sub>1</sub>は、通常、A船と約5m離して航行していたが、本事故時、いつもより近いと感じながらも、先航する鵜飼船が問題なく通過して行ったので大丈夫だろうと思い、先航船の後を追って航行した。</p> <p>船頭Aは、錨索の方向が鵜飼船に分かるように竹竿<sup>ざお</sup>で指し示す慣習となっていたが、本事故時、C船の船頭と共にC船が左右に振れないようにC船を保持していたので、竹竿で錨索の方向を指し示していなかった。</p>

	<p>一般社団法人岩国市観光協会（以下「岩国市観光協会」という。）は、岩国市の鵜飼業務、遊覧船業務及びそれに関する業務を受託し、前鵜飼運営会社（平成25年12月31日に解散）が策定した遊覧船安全運航管理マニュアルを基に遊覧船及び鵜飼船を運航していたが、同マニュアルには遊覧船と鵜飼船との保安距離、各船の責任者の選任及び連絡方法に関する規定がなかった。</p> <p>本事故時の鵜飼は、岩国市及び岩国市観光協会が企画したイベントとして実施された。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B あり A なし、B なし</p> <p>A船は、錦帯橋の上流付近において、双胴の両船首部の間にC船を接舷させた状態で錨泊中、その左船首部にB船の船首部が衝突したものと考えられる。</p> <p>船頭Aは、錨索の方向が鵜飼船に分かるように竹竿で指し示す慣習となっていたが、C船の船頭と共にC船が左右に振れないようにC船を保持していたことから、竹竿で錨索の方向を指し示すことができなかったものと考えられる。</p> <p>A船は、錦帯橋の上流付近において錨泊中、B船が左転したことから、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、A船の左舷側を通過する態勢で接近中、鵜飼がB船の左船首の錨索の下を潜行して鵜飼綱と錨索とが交差し、左転した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船頭Bは、いつもより鵜飼遊覧船に近いと感じていたが、先航する鵜飼船が問題なく通過して行ったので大丈夫だろうと思い、先航船の後を追って航行したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、錦帯橋の上流付近において、A船が錨泊中、B船がA船の左舷側を通過する態勢で接近中、B船が左転したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>岩国市観光協会は、本事故後、安全運航管理マニュアルを改訂し、各船の責任者の選任、遊覧船と鵜飼船との保安距離、遊覧船の投錨した錨索の方向の表示、遊覧船の投錨場所付近を航行する際の運航要領、各船間の連絡方法等を盛り込んだものにするとともに、鵜匠及び船頭に対して運航に関する安全教育を実施した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊覧船と鵜飼船との保安距離を十分に取ること。</li> <li>・ 遊覧船の投錨した錨索の方向が分かるように表示すること。</li> <li>・ 鵜飼船は、遊覧船の投錨場所付近を航行する際、鵜飼綱を短くし</li> </ul>

	<p>て航行すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 鵜飼事業者は、トランシーバー等を携行させるなどして各船間の連絡手段を確保すること。</li><li>・ 鵜飼事業者は、上記内容等を規定した安全運航管理マニュアルを作成するとともに、鵜匠及び船頭に対して運航に関する安全教育等を定期的実施すること。</li></ul>
--	--

付図1 事故発生経過概略図

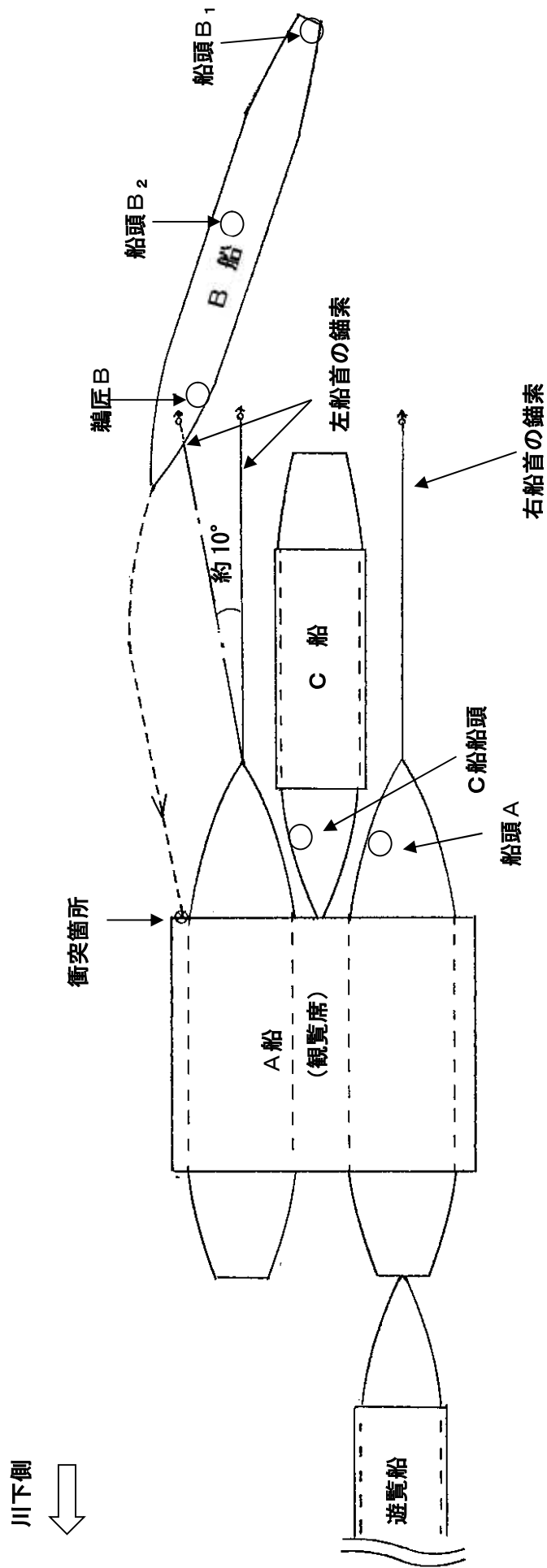


写真1 A船及び錨の状況  
篝火の籠が当たった箇所



観覧席 錨索 負傷者がいた場所 衝突箇所 錨

写真2 B船の状況



B船 衝突箇所 篝火の籠

写真3 B船の篝火の籠の状況

